第三十五条第四項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第六十五条の三中「第一号及び第二号」を「第二号及び第三号」に改める。

第六十五条の五中「第六十三条第一項」を「第六十三条」に、「第四十二条の二第二項第一号又は第二号」を「第四十二条の二第二項各号」に改める。

第百十三条の三十七第二項中「第三十五条の九第一項第三号イ」を「第三十五条の十五第一項第三号イ」に改め、同条第三項中「第三十五条の九第一項第三号ロ」を「第三十五条の十五第一項第三号ロ」に改める。

第百十三条の三十八第二項中「第三十五条の十第一項第二号イ」を「第三十五条の十六第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五条の十第一項第二号ロ」を「第三十五条の十六第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五条の十第一項第二号ハ」を「第三十五条の十六第一項第二号ハ」に改める。

第百十四条第一項第十二号中「第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号」を「各号」に、「第二号から第十一号まで」を「第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。」に改める。

第百二十六条の四の次に次の一条を加える。

（法第七十条第三項の厚生労働省令で定める基準）

第百二十六条の四の二　法第七十条第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

第百二十六条の五中「第七十条第四項」を「第七十条第五項」に改める。

第百二十六条の六（見出しを含む。）中「第七十条第五項」を「第七十条第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第七十条の三第一項の指定の変更の申請があった場合について準用する。

第百二十六条の七（見出しを含む。）中「第七十条第五項」を「第七十条第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項（第三号を除く。）の規定は、法第七十条の三第一項の指定の変更の申請があった場合について準用する。

第百二十六条の七の次に次の四条を加える。

（法第七十条第七項の厚生労働省令で定める居宅サービス）

第百二十六条の八　法第七十条第七項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、訪問介護及び通所介護とする。

（法第七十条第七項の規定による協議の求めの方法）

第百二十六条の九　市町村長は、法第七十条第七項の規定による協議を求める際は、当該協議の対象となる居宅サービス（前条に規定するものに限る。）の種類、当該協議の対象となる区域その他当該協議を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならない。

（法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準）

第百二十六条の十　法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　第百二十六条の八の居宅サービスを受けている者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、配慮すること。

二　必要に応じて、法第七十条第一項の申請を行う者から意見を聴取すること。

（指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請）

第百二十六条の十一　法第七十条の三第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る法第四十一条第一項本文の指定の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　事業所の名称及び所在地

二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

四　利用者の推定数（要介護者及び要支援者のそれぞれに係る推定数を明示するものとする。）

五　利用者の定員

六　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

七　指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

八　指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

第百二十一条の三第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一条の四第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一条の五第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一条の六第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一条の七第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一条の八第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十五号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。